

議案第 97 号

岩倉市税条例の一部改正について

岩倉市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 1 2 月 3 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

## 岩倉市税条例の一部を改正する条例

岩倉市税条例（昭和46年岩倉市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第33条の8第1項第5号中「市民」を「愛知県知事が定めるもの及び市民」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の岩倉市税条例の規定は、市民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する寄附金について適用する。